

議案第 11 号

日出町いじめ問題専門委員会等条例の制定について

日出町いじめ問題専門委員会等条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町いじめ問題専門委員会等条例

目次

第 1 章 日出町いじめ問題専門委員会（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 日出町いじめ問題再調査委員会（第 13 条—第 18 条）

附則

第 1 章 日出町いじめ問題専門委員会

（設置）

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）

第 28 条第 1 項の規定により、教育委員会の附属機関として日出町いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、重大事態（法第 28 条第 1 項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）に係る事実関係を調査審議し、その結果を答申する。

（組織）

第3条 専門委員会は、委員5人以内及び臨時委員をもって組織する。

- 2 専門委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、法律、医療、教育、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年（第2条の規定による答申が終了していないときにあつては、当該答申が終了するまで）とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第5条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（臨時委員）

第6条 専門委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項が関係する重大事態に係る答申が終了するまでとする。

（会議）

第7条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 専門委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、次条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。
- 3 専門委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の除斥)

第8条 委員又は臨時委員は、調査の対象となる重大事態について直接の人間関係又は特別の利害関係を有するときは、その議事に参与することができない。ただし、専門委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(関係者の出席等)

第9条 専門委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 専門委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第12条 この章に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

第2章 日出町いじめ問題再調査委員会

(設置)

第13条 法第30条第2項の規定により、町長の附属機関として日出町いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第14条 再調査委員会は、町長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、その結果を答申する。

(委員の任期)

第15条 再調査委員会の委員の任期は、委嘱の日から前条の規定による答申が終了する日までとする。

(準用)

第16条 第3条、第4条第2項及び第5条から第11条までの規定は、再調

査委員会について準用する。この場合において、第3条第2項及び第6条第2項中「教育委員会」とあるのは「町長」と、第11条中「教育委員会事務局」とあるのは「総務課」とする。

(兼職の禁止)

第17条 再調査委員会の委員及び臨時委員は、専門委員会の委員及び臨時委員と兼ねることができない。

(委任)

第18条 この章に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が再調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 専門委員会又は再調査委員会の最初の会議は、第7条第1項又は第16条において準用する第7条第1項の規定にかかわらず、専門委員会にあっては教育委員会教育長が、再調査委員会にあっては町長がそれぞれ招集するものとする。

(各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年日出町条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2 教育委員会点検・評価第三者委員会委員の項の次に次のように加える。

いじめ問題専門委員会委員及び臨時委員	日	10,000円
いじめ問題再調査委員会委員及び臨時委員	日	10,000円

理 由

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、町立小中学校

において発生したいじめの重大事態の事実関係の調査を行う附属機関を設置したいので提出する。